

納税は住み良いまちづくりの第一歩です

『真珠のようにきらり輝く鳥羽』を実現するための大切な財源である市税と、わたしたちの暮らしとのつながりや納期限などについてお知らせします。

税務課 管理収納係 ☎ ②⑤ 1132 特別滞納整理係 ☎ ②⑤ 1136

暮らしと税のつながり

わたしたちの暮らしは、さまざまな公共サービスの提供を受けています。身近な例では、学校・道路・公園などの公共施設の整備や、教育・福祉・環境・防災対策・消防・救急などの公共サービスがあります。

これらの公共施設の整備や公共サービスは、市民生活の基盤や地域社会の環境整備を行うためのものです。わたしたちが豊かで安心して生活していくためには、なくてはならないものであり、これらは税金によって賄われています。このように税は、わたしたちが社会の一員として暮らしていくための大切な財源となっています。

市税などの納め忘れはありませんか

みなさんが納める市税は、医療・福祉・教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

なお、納期限までに納めていただけないかたには、督促状や催告書、電話催告などで自主的な納付をお願いしてい

ますが、期限内に納付されたかたとの公平を保つため、差し押さえなどの滞納処分を行う場合もあります。納め忘れのあるかたは、早急に納付をお願いします。

納税相談窓口をご利用ください

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、納期限までに税金を納めることができない場合は、相談することができまますので、税務課管理収納係まで問い合わせてください。

また、昼間に納税や納付相談ができないかたのために、平日の午後9時まで、市民文化会館2階・税務課窓口で夜間納税相談を行っています。希望するかたは、事前に申し込んでください。
※主な市税の種類と納期限は、以下のとおりです。



平成30年度 市税納期一覧表

税目	税の内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます。(1月2日以降に鳥羽市から転出しても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくこととなります)	7月2日 (月)	8月31日 (金)	10月31日 (水)	平成31年 1月31日 (木)				
固定資産税 都市計画税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地、家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	5月1日 (火)	7月31日 (火)	12月25日 (火)	平成31年 2月28日 (木)				
軽自動車税	鳥羽市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、該当年度の4月1日現在の所有者に賦課されます。	5月31日 (木)							
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して賦課されるものです。	7月2日 (月)	7月31日 (火)	8月31日 (金)	10月1日 (月)	10月31日 (水)	11月30日 (金)	平成31年 1月31日 (木)	平成31年 2月28日 (木)